

「判決」が「裁判」か

受諾は「判決」か「裁判」か
サンフランシスコ平和条約
第一条の「戦争裁判を受諾」(accepts the judgments)の解釈について、Judgmentsが「判決」か「裁判」かで議論が交わされている。

この問題は六月二日の参議院外交防衛委員会でも、自民党の山谷えり子議員が取り上げたが、政府参考人の外務省国際法局長の林景一氏は次のように答弁している。

すなわち、①第一条により、わが国は極東国際軍事裁判所その他各国で行われた軍事裁判につきJudgmentsを受諾して②受け入れたJudgmentsの内容となる文書は、裁判所の設立、審理、その根拠、管轄権の問題、訴因のものとなる事実認識、起訴状の訴因についての認定(いわゆるVerdict)、刑の宣告(sentence)のすべてが含まれている③したがって、わが国は④の受諾により(個々の事実認識等につき積極的にこれを肯定、評価するという立場にたつかどうかは

別にして)少なくともこの裁判について不法、不当なものとして異議を述べる立場にないというものであった。

11)で林局長が、Judgments verdict sentenceと使い分けたのは、識者の間

矛盾しない講和受諾と戦犯の祭祀

で、「第一条は『判決』を受け入れたのであって『裁判』を受け入れたのではない」という指摘があることを意識してのことだと思われるが、おそらくこの見解が現在の日本政府の解釈と考えてよいだろう。

しかし私は、Judgmentsを「判決」と訳すこと「裁判」と訳すことと第一条の解釈に変わりはないと考えている。むしろ、なぜこの条項で戦争裁判を「受諾する」という文言を入れざるを得なかったかを探求するこのほうが重要であると考ええる。

正論



弁護士
稲田 朋美

ことが原則である。

ところが、その原則は踏襲されず、むしろ刑の執行についても日本が引き受けたことが、その後の問題を生む。すなわち、戦犯は日本の国内法ではなく、国際法上の戦争犯罪人として有罪判決を受けたものだったため、日本国として戦犯裁判を有効(受諾)しなければ、条約発効後の日

なしに戦犯の刑の執行を行うとすれば、憲法の適正手続きの保障(第三十一条)や裁判を受ける権利(第三十二条)に違反するという法的な問題点も指摘された。

後に国会は、党派を超越した圧倒的多数で戦犯赦免を決議し(昭和二十七年、二十八年)、「赦免」手続きを定めた「平和条約第一条に関する

留された「戦犯」は、平和条約発効時点で国内外あわせ一千人を超えた。だが平和条約とは本来、戦時中の旧怨を忘れ、未来志向で関係を結ぶものであり、条約が発効すれば戦争犯罪人はすべて釈放する

本国内では刑の執行を継続できなかったからである。

しかし、締結当時この条項については、個人犯罪としての戦犯裁判をなぜ国家が受諾できるのか、また、平和条約発効後、国が何の手続きも

る法律」を作った(条約と同日公布、施行)。日弁連も「平和条約第一条による赦免の勧告に関する意見書」を政府に提出(昭和二十七年六月)している。

それを契機として戦犯赦免

東京軍事裁判の評価は内政問題

の旧怨を流し、手打ちをし、日本は独立を果たすという政治決断をしたのだから、今更その不法、不当を国家としては非難しない(許す)という意味であるかぎりは、理解も可能だ。

ウソは真実には代われず
しかし、不法、不当な裁判(茶番)を占領下当時の政治判断として受け入れたからといって、不法で不当なものが適法で正当なものになるわけではあるまい。まして判決書に書かれたウソが真実に代わるものでもない。

戦犯釈放運動により、すでに日本国内では戦犯の名譽は回復されている。東京裁判の不法・不当性を国家として対外的に主張しないことと、いわゆるA級戦犯を日本国内で罪人扱いしないことは、何ら矛盾する行為ではない。A級戦犯をいかに祀り、国家として東京裁判をどのように評価するかは、まさしく内政の問題であり、サンフランシスコ平和条約により制約を受けるものではないのである。

(いなだ ともみ)